

# 税

## の申告はお早めに

田無庁舎	2月16日(水)～3月15日(火)
保谷庁舎(防災センター6階)	3月1日(火)～15日(火)

今年も市民税・都民税(住民税)、所得税の申告の時期が近づいてきました。平成17年度の住民税の申告は市で、平成16年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けを行います。受け付け初日と受け付け締切日間際には、窓口

今年も市民税・都民税(住民税)、所得税の申告の時期が近づいてきました。平成17年度の住民税の申告は市で、平成16年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けを行います。受け付け初日と受け付け締切日間際には、窓口

### 市民税・都民税の申告

申告が必要な方  
平成17年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成16年中に収入のあった方  
西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・家屋敷などを所有している方  
国民健康保険に加入している方

所得税の確定申告を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。  
市民税・都民税の申告書は、1月28日(金)に次の方に発送する予定です。  
● 昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方  
● 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

### 所得のなかった方も申告を

平成16年中に所得のなかった方も、申告することにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎

基礎資料になりますので、申告用紙裏面の「所得のなかった方の記載欄」の当てはまる箇所に記入し、提出してください。

### 申告場所

ところ	日 程
新町福祉会館	2月4日(金)
保谷公民館	2月7日(月)
住吉福祉会館	2月8日(火)
芝久保公民館	2月9日(水)
ひばりが丘図書館	2月10日(木)
下保谷福祉会館	2月14日(月)
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時～4時

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

ところ	日 程
田無庁舎(2階展示コーナー)	2月16日(水)～3月15日(火)
保谷庁舎(防災センター6階)	3月1日(火)～15日(火)
受付時間	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりとなります

すればできあがるようになっていきますので、ぜひご自身の手で作成してみてください。

「にせ税理士」にご注意ください  
納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録をしていない人はできないことになっていきます。正規の税理士に依頼しましょう。

車での来署はご遠慮ください  
国税電子申告・納税は「e Tax」の利用が便利です。  
「e Tax」はインターネットを利用した申告・納税システムです。また、申請・届出等もできます。

提出のみの方  
内容がすべて記入済みの申告書簡易な申告の方  
給与所得者の還付申告や公的年金等の申告(事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方、土地・建物等譲渡の分離申告、住宅借入金(取得)等特別控除などの特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。

### 税理士会の無料相談

東京税理士会東村山支部では、小規模事業者のための無料申告相談や申告書の作成指導、譲渡所得・相続税、贈与税を除く)を行います。なお、気軽にご利用ください。

申告の際、必要となるもの  
申告書、計算機(筆記具、印鑑) 源泉徴収票等、平成16年中の収入金額のわかる書類 国民健康保険・国民年金・介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費控除等の各控除を受ける場合は、平成16年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、損害保険料は控除証明書を添付。医療費は領収書の添付と合計額を計算) 障害者の方は、障害者手帳または証明書 還付申告の方は、申告者名義の銀行等の口座番号

### 税務署からのお知らせ

税務署では、確定申告書の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスをしています。あらかじめ住所・氏名・扶養控除、所得金額欄などわかるところは記載し、来署してください。手引きに従って必要事項を記入

### 日曜窓口開設

東村山税務署では、2月20日と2月27日の日曜日に、平成16年分の確定申告作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。また、当日の現金納付も可能です。

とき・ところ 2月20日・27日(日) 午前9時～正午、午後1時～5時・東村山税務署  
内容 所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成のアドバイスおよび申告書の受け付け  
当日の混雑状況等により、申告書作成会場の受け付けを早めに終了させていただく場合がありますので、早めにお越しください。

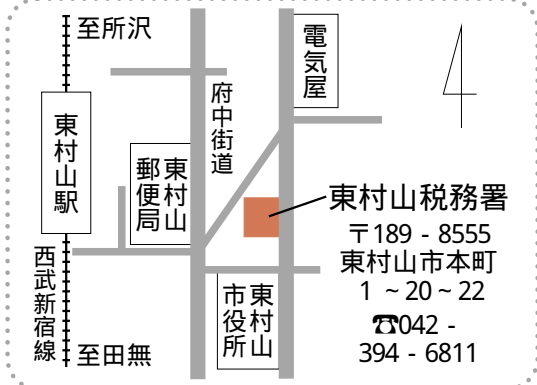
当日は電話での相談は行っていません。電話での質問は平日にお願いします。

右記以外の土・日曜日、祝日等は、執務を行っていません。自動車での来署はご遠慮ください。

### 申告は正しくお早めに 納税は口座振替で

所得税の申告と納税は、2月16日(水)～3月15日(火)です。贈与税の申告と納税は、2月1日(火)～3月15日(火)です。

市役所・法務局は開庁していませんので、申告に必要な書類は事前に準備してください。



個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(木)までです。

所得税と消費税等の納税には安心で便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、納付期限の約1か月後に預貯金から自動的に納税額が引き落とされます(平成16年分所得税の引き落とし日は4月19日(火)、個人事業者の消費税等の引き落とし日は4月26日(火)です)。

### 国税局からのお知らせ

還付の申告をする方へ  
還付の申告は、税理士会等との共催による「広域還付申告センター」(下表参照)が便利です。同センターでは次の業務も行います。  
還付の申告書の受け付け(預かり) 提出された申告書は、それぞれの住所地(納税地)へ送付  
所得税の申告書用紙の配付  
還付申告書の書き方のアドバイス  
株式や土地・建物等の売却による譲渡所得や贈与のある方を除く)

### 市税の納税はお済みですか

市民税・都民税普通徴収1～3期分、固定資産税・都市計画税1～3期分、軽自動車税の納税をお忘れの方はいらっしやいませんか。納税が済んでいない方は、早急に最寄りの西東京市公金取扱金融機関、市役所(田無・保谷両庁舎、谷戸・中原・柳橋各出張所)で納税をお願いします。

納期限が過ぎてから納税される場合には、納期限内に納税していただいた方との公平性を確保するため、延滞金もあわせて納付していただくこととなります。

また、納税がないまま放置された場合には、文書や電話、自宅等への訪問により納税をお願いするほか、必要な場合には財産調査を行います。納税にあたり、お困りの事情のある方は、そのままにせず、必ず納税課までご相談ください。

納期限内納付にご協力を  
1月31日(月)は市民税・都民税普通徴収4期分の、2月28日(月)は固定資産税・都市計画税4期分のそれぞれ納期限日です。納期限を過ぎないよう、早めの納税にご協力をお願いします。

納税課(☎内線1355・1364)

ところ	と き
JR東京駅 動輪の広場	2月1日(火)～15日(火) 午前9時～正午
JR新宿駅西口広場 イベントコーナー	2月18日(金)～24日(木) 午後1時～5時

両会場とも土・日・祝日を除く。東京都との共催により開催